

外国人住民向けオンライン日本語教室運営事業委託 仕様書

1 委託事業名

外国人住民向けオンライン日本語教室運営事業

2 事業の趣旨・目的

京都府内の外国人住民数は令和7年12月末時点で91,290人と過去最多となっており、今後もさらなる増加が見込まれる。京都府では、令和6年12月に「地域における日本語教育推進プラン（第2次）」を策定し、オンラインを活用した日本語教育の場の提供を掲げている。外国人住民が、地域での生活や職場での就労を円滑に行っていくよう、日本語でのコミュニケーション能力を高めるため、京都府内の外国人住民を対象として、オンラインでの日本語教室を開催する。

3 事業期間

委託契約締結日～令和9年3月15日まで

4 事業の対象者

京都府内に在住・在勤する外国人住民（16歳以上）

5 委託事業内容

(1) 共通

- ・受託者は文部科学大臣から「就労」または「生活」の課程において認定を受けた日本語教育機関であること。
- ・受託者は2の事業の趣旨・目的を踏まえ、京都府国際センター（以下「センター」という。）と教室のカリキュラムや教材、開催日時等について、事前協議を行い、開催すること。
- ・オンライン教室開催に必要となるWeb会議システムのアカウントを取得すること。
- ・受講者がオンライン教室に参加できるよう、受講開始前に接続確認の機会を設け、必要に応じて個別サポートを行うこと。
- ・教室に使用する教材については、受託者が用意すること。
- ・京都府や地域の文化など京都府の事情に関するコンテンツを含めること。
- ・教室開催の案内については、英語、中国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語及び「やさしい日本語」で募集チラシを作成し、センター、京都府及び関係機関と協力して広報を実施すること。
- ・受託者は、事前の周知・広報等を適切に行い、安定的な申込者数を確保し、各コースにおいて定員割れが生じないように努めること。
- ・受講希望者からの申込受付、問い合わせ対応及びレベルチェックテストを行い、センターと協議の上受講者を決定し、受講決定者に通知すること。
- ・受講者に対し、出席状況の管理を行い、欠席者に対してメール等によるフォローを実施するなど出席率を高めるための工夫を行うこと。
- ・教室開講後において、定員に満たない場合又は受講辞退等により欠員が生じた場合は、日本語学習の機会を確保する観点から、追加の受講者募集及び受入れを行うこと。
- ・出席基準（出席率80%以上）を満たした受講者に対し、修了証等の受講証明を交付すること。
- ・受講生からの受講料は無料（教材費は徴収可）とすること。
- ・業務の実施状況について適宜センターに報告すること。また、必要に応じてセンターから求められるデータの収集や集計、分析等に対応すること。

(2) 生活者向けオンライン日本語教室

①入門・初級者向け

- ・「生活 Can do」に基づいたカリキュラム、内容とすること。
- ・1年間で、2期開催すること。
- ・1期あたり、週3日、通算で20回開催（2か月程度）すること。
- ・1日あたり120分程度（途中休憩含む）とすること。
- ・1期あたり、定員は10名程度とすること。
- ・各回、講師と補助者の2名体制とすること。

②「日本語教育の参照枠」A2を目指す方向け

- ・「生活 Can do」に基づいたカリキュラム、内容とすること。
- ・1年間で、2期開催すること。
- ・1期あたり、週3日、通算で20回開催（2か月程度）すること。
- ・1日あたり120分程度（途中休憩含む）とすること。
- ・1期あたり、定員は12名程度とすること。
- ・各回、講師と補助者の2名体制とすること。

(3) 就労者向けオンライン日本語教室

①「日本語教育の参照枠」A2レベル向け

- ・「就労 Can do」に基づいたカリキュラム、内容とすること。
- ・1年間で、2期開催すること。
- ・1期あたり、週2日、通算で20回開催（3か月程度）すること。
- ・1日あたり120分程度（途中休憩含む）とすること。
- ・1期あたり、定員は12名程度とすること。
- ・各回、講師と補助者の2名体制とすること。

②「日本語教育の参照枠」B1を目指す方向け

- ・「就労 Can do」に基づいたカリキュラム、内容とすること。
- ・1年間で、2期開催すること。
- ・1期あたり、週2日、通算で20回開催（3か月程度）すること。
- ・1日あたり120分程度（途中休憩含む）とすること。
- ・1期あたり、定員は12名程度とすること。
- ・各回、講師と補助者の2名体制とすること。

(4) 人員配置体制

- ・センターとの連絡調整役として、運営責任者を配置し、事業全体の進捗管理や関係機関との調整等を行うこと。
- ・講師として、日本語教師有資格者（※）を配置すること。また、講師は、外国人に対する日本語教育について豊富な経験に加え、「Can do」方式のテキストやカリキュラム、指導に関する十分な知識・経験がある者を選任すること。なお、補助者については資格の有無は問わないこととする。

※日本語教師有資格者とは、以下のいずれかの基準を1つ以上満たしている、またはこれらと同等以上の能力があると認められる者とする。

- a 大学（短期大学を除く。以下、同様）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了

- b 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を 26 単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了
- c (公財) 日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格
- d 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを 420 単位時間以上受講し、これを修了
- e 登録日本語教員の資格を有する

(5) 教室の効果検証

受託者は受講者に対して各期の教室の終了後、アンケートや口頭による聞き取りを実施し、習熟度や教室に対する満足度などの教室効果を検証し、講義内容に反映させるとともに、終了後に検証結果をセンターに提出すること。

(6) 地域定着及び学習継続支援

受講者が教室終了後も継続して日本語学習及び地域活動に参加できるよう、地域日本語教室、日本語学習サイト、多文化共生関連事業等の情報提供を行うこと。

6 成果物の提出

以下の成果物を令和 9 年 3 月 10 日までに、書面及び電子データで提出すること

- ・事業完了報告書
- ・受講者アンケート報告書（文部科学省指定の質問項目を利用すること）
- ・広報用チラシ

7 留意事項

(1) 経費について

本事業に関連のない経費については 対象経費として認めない。受託者において、本事業に要した経費を明確に区分しておくこと。

(2) 守秘義務及び個人情報保護

受託者は、契約の履行に当たり知り得た情報については、他人に漏らしたり、ほかに利用するための情報として提供したりしないこと。また、本事業を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

(3) その他の業務との調整について

事業の実施にあたっては、センターや京都府が別に実施する地域における日本語教育推進事業と連携しながら、効果的かつ効率的に実施すること。

8 その他

- ・受託者はセンター担当者とは十分打合せを行いながら事業を遂行するとともに、調整が必要となった場合には、これを申し出るものとする。
- ・本契約により成果物等の著作権が生じる場合は、その権利はセンターに帰属するものとする。
- ・受託者は、委託事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめセンターの承諾を得たときは、この限りでない。
- ・また、受託者は、この場合において、当該第三者に対してこの事業における受託者と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、センターに対し責任を負うものとする。
- ・本仕様書に記載されていない事項又は委託内容に疑義が生じた場合は、受託者はセンター担当

- 者と協議した上で事業を遂行するものとする。
- ・本事業において、会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。